無理をしない認知症との付き合い方 ~高齢者法制定に向けて

How we deal neurocognitive impairment in natural stance.
- Aiming at legal safeguard to the elderly -

横浜市医師会常任理事 横浜市立大学附属市民総合医療センター 一般内科/教授・部長 給木ゆめ*

はじめに

超高齢社会を迎え、横浜市における認知症対策について、横浜市立大学附属病院認知症疾患医療センターの実績を検討、報告し、一方、我が国に於ける超高齢社会対策について、高齢者法制定に向けての研究を中心に報告する。

横浜市における認知症地域連携について

認知症疾患医療センターが全国に設置された。横浜市でもすでに 10 施設、また、福岡県においても 16 施設が設置されている。センターは地域医療と連携し、診断や治療が難しい認知症高齢者を受け入れる施設と位置づけられる。センターでは専門医が早期の認知症を適切に診断し、医療や介護支援につなげる。認知症に伴う徘徊や幻覚・妄想などがあると、合併症が悪化した場合、治療に困難を来すことがある。こうした場合に対応できる施設としてセンターが地域と連携する。認知症疾患医療センター運営事業実施要綱によれば事業内容は以下のような6点である。

- (1) 専門医療相談
- (2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応
- (3) 合併症・周辺症状への急性期対応
- (4) かかりつけ医等への研修会の開催
- (5) 認知症疾患医療連携協議会の開催
- (6) 情報発信

この中でも専門医療相談、鑑別診断と対応、合併

症への対応についての横浜市立大学附属病院認知症 疾患医療センターにおける実績を年度4期ごとに集 計、検討した。

- 1. 電話、面談による相談数
- 2. 認知症専門医、一般内科医への相談数
- 3. BPSD (behavioral and psychological symptoms of dementia) による緊急入院数
- 4. 逆紹介数、MRI, SPECT 施行数

データからは2013年度1期2期までは数の急速な 増大があるが、それ以後は安定し、当該センターの 実績は軌道に乗っていると考えられた。

また、緊急入院の273人のうち236人は身体的合併症での入院であることから、認知症患者にとって身体的状態を良好に維持することは重要であり、また、認知症疾患医療センターを持つ基幹病院が高齢者によりよい医療を提供し続ける必要があると結論した。

高齢者法制定に向けて

さて一方、認知症 400 万人となった我が国においては様々な施策が立てられている。しかしながら、未曾有の超高齢社会の到来に対し、従前の法的、経済的、社会的対応では、まったく不十分である。そこで、すでに欧米で制定されつつある、高齢者法の制定を我が国でも検討すべく研究を開始した。科学研究費、基盤 B (特設分野研究)「高齢者法の確立に向けて-学際的研究による高齢者特有の法的課題の

^{*} Yume Suzuki, M.D., Ph.D: Professor · Director, General Internal Medicine, Yokohama City University Medical Center.

究明 (2015~2018 年度)」を中心に以下のように研究を展開している。

研究の目的は、日本における高齢者特有の法的課題を探索的に究明、検証し、こうした課題に特化した体系的な研究を行うことで「高齢者法 (Elder Law)」という新たな法分野を日本で確立するための土台の構築である。

現状としては、超高齢社会を迎えた我が国において、高齢者に特有な課題や法制度全般を横断的・学際的・体系的に検証することにより、法理論を究明し、高齢者の人権を尊重した法政策を探求する学問領域が必須である。

方法論としては、すでに米・仏・英・独・EUで進む研究を参考に、多分野の法学研究者が医学の研究者及び弁護士を中心とする実務家と連携し、日本における高齢者特有の法的課題を究明し、「高齢者法」という視角での研究の意義を広めていくこととした。

筆者は医学的分野からの研究、助言を行うが、2 冊の著作1,2)とジャーナリズムを通した情報発信3-8)を主とした発表を行っており、社会保障法、 労働法の研究者を中心とする分担者とともに、研究 を行っていく予定である。

今後の展開として、高齢者法は既存の研究分野ではカバーできない分野横断的な研究分野であり、ネオ・ジェロントロジー研究に法律学がかかわっていく第一歩となる。

おわりに

2004 年 6 月厚生労働省は「『痴呆』に替わる用語に関する検討会」を立ち上げた。早くも同年 12 月検討会は「痴呆という用語は、侮蔑的な表現である上に、痴呆の実態を 正確に表しておらず、早期発見・早期診断等の取り組みの支障となっていることから、できるだけ速やかに変更すべきである。痴呆に替わる新たな用語としては、認知症が最も適当である」と結論した。DSM-5 では、2014 年にやっと Dementia

という名称が Neurocognitive disorder に改められた。 我が国に遅れること 10 年である。一方、「高齢者法」 については、欧米ではすでに様々な形で、施行されて いるにも関わらず、我が国ではその議論は始まったば かりだ。高齢者問題は、従来ある弱者救済の方法論で は扱えない様々な局面を持っており、欧米に遅れるこ と 10 年、これを「高齢者法」により対応することは 喫緊の課題であり、その制定の実現が急がれる。

参考文献

- 1) 「認知症、これだけ知れば怖くない」 実業之日本社 2014 年 4 月発行
- 2) 「無理をしない認知症との付き合い方」 河出書房新社 2015 年 10 月発行
- 3) 読売オンラインの深読みチャンネル 「認知症 意外に知られていない 6 つのこと」 2015 年 11 月 13 日
- 4) 読売オンラインの深読みチャンネル 「教えます、認知症がわかる魔法のことば」 2015 年 12 月 21 日
- 5) 読売オンラインの深読みチャンネル 「認知症 かかったかな!と思ったら」 2016年1月29日
- 6) 読売オンラインの深読みチャンネル 「教えます 認知症と賢く付き合う方法(上)」 2016年2月23日
- 7) 読売オンラインの深読みチャンネル 「教えます 認知症と賢く付き合う方法(下)」 2016 年 2 月 24 日
- 8) 読売オンラインの深読みチャンネル 「認知症患者だらけの社会をどう住みやすくす るか」2016 年 5 月 30 日

この論文は、平成28年6月25日(土)第21回九 州老年期認知症研究会で発表された内容です。